

マンホール蓋調査業務委託 《一般仕様書》

第1章 総則

1. 1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、明日香村（以下「発注者」という。）が管理する下水道施設におけるマンホール蓋調査業務委託（以下「調査業務」という。）に適用する。
- (2) 設計書、本仕様書、特記仕様書および図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、発注者と受託者との協議により決定する。

1. 2 成果の所有等

調査業務に伴って得られた資料および成果は発注者の所有とする。また、調査業務の成果等は、発注者の承諾なしに公表してはならない。

1. 3 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、発注者の発議により、監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは受託者の発議により、受託者が監督職員に報告し監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で、合議することをいう。

1. 4 費用の負担

調査業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1. 5 法令等の遵守

- (1) 受託者は、調査業務を実施するにあたり、次に掲げる法律およびこれに関連する法令、条例および規則等を遵守しなければならない。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）
 - イ 下水道法（昭和33年法律第79号）
 - ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - エ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - オ 道路法（昭和27年法律第180号）
 - カ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
 - キ 公害対策基本法（昭和42年法律第132号）
 - ク 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
 - ケ 振動規制法（昭和43年法律第98号）
 - コ 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用適用は、受託者の負担と責任のもとで行わなければならない。
なお、建設業退職金共済制度および建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行わなければならない。

1. 6 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査業務に着手し

なければならない。

- ア 着手届
- イ 工程表
- ウ 業務計画書
- エ 主任技術者届（資格者証の写しおよび経歴書）
- カ 非常時連絡体制表
- キ その他（監督職員の指示するもの）

（２）提出した書類の内容に変更が生じたときは、ただちに変更届を提出しなければならない。

（３）受託者は、着手日から竣工日までの期間中、毎週月曜日（祝・祭日である場合はその翌日）に週間工程表を提出し、前週の業務の進捗状況、当該週の業務予定を通知すること。なお電子メール等での提出も認めるが、後日印鑑付きのものと差し替えること。

（４）調査業務が完了したときは、すみやかに次の書類を提出しなければならない。

- ア 完了届
- イ 出来高調書
- ウ 調査の記録写真
- エ 完了図書一式
- オ その他（監督職員の指示するもの）

（５）検査に合格したときは、すみやかに次の書類を提出しなければならない。

- ア 成果品引渡書
- イ 請求書

（６）前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出しなければならない。

1. 7 現場体制

（１）マンホール内の調査を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させなければならない。

（２）受託者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、経験を有するものを従事させなければならない。

（３）受託者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置しなければならない。

1. 8 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受託者の申請による。

1. 9 地先住民等との協調

（１）受託者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し理解と協力を得ること。なお、個人の敷地内に立入る場合は、必ず事前に承諾を受けなければならない。

（２）主任技術者および現地作業する者は、現地調査時に発注者発行の委託業務従事者証を携行し、業務の実施に際し、委託業務従事者証を提示しなければならない。

（３）受託者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等との交渉があった時は、遅滞なく監督職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告しなければならない。

（４）受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取っては

ならない。なお、使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導しなければならない。

(5) 使用人等が前項の行為を行った時は、受託者がその責任を負わなければならない。

(6) 袋小路の箇所では調査を実施する場合は、隣接する各戸や月極駐車場の管理者および利用者等に対して、事前に可能な限り周知を行い、苦情の無いように十分に配慮しなければならない。

1. 1 0 損害賠償および補償

(1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原形に復旧しなければならない。

(2) 受託者は、調査中にあたり万一注意を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

1. 1 1 工程管理

(1) 受託者は、提出した工程表に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

(2) 工程に変更が生じた場合は、すみやかに変更工程表を監督職員に提出しなければならない。

(3) 作業実施の都合上、履行期間に含まない日（祝・祭日または休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ作業内容、作業時間帯等について監督職員の承諾を得なければならない。

1. 1 2 調査業務の完了

(1) 調査業務を完了し、所定の書類が提出された後、発注者検査員の検査をもって完了とする。

(2) 業務完了後において、目的物に瑕疵が発見された場合、受託者はただちに、完了図書等の修正を行わなければならない。

1. 1 3 検査

(1) 主任技術者は、完了検査に立会わなければならない。

(2) 受託者は、検査のために必要な資料を、検査員の指示に従い提出しなければならない。

第2章 安全管理

2. 1 一般事項

(1) 受託者は、公衆公害、労働災害および物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じなければならない。

(2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておかななければならない。

(3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受託者の責任において実施しなければならない。

2. 2 安全教育

(1) 受託者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図らなければならない。

(2) 受託者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行わなければならない。

2. 3 労働災害防止

(1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図らなければならない。

- (2) マンホール、管渠などに出入りし、またはこれら内部で調査を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備しなければならない。また、低濃度であっても硫化水素が検出された場合は、逐次、監督職員に報告しなければならない。なお、酸素および硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合はその指示に従わなければならない。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員およびその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講じなければならない。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は必ず有資格者をあて、かつ、運転中の諸機械に接触することにより調査に従事する者に危険が生ずるおそれのある箇所には、誘導者を配置しなければならない。

2. 4 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の居住者および通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じなければならない。
- (2) 調査現場には、「下水道の施設の調査を行っています」と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明および保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めなければならない。
- (3) 調査区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両および歩行者の通行の誘導、並びに交通整理を行い安全確保に努めなければならない。
- (4) 調査に伴う交通処理および保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示にしたがい、適切に行わなければならない。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出しなければならない。

2. 5 その他

- (1) 受託者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用してはならない。
- (2) 万一事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員および関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過および被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに発注者に報告しなければならない。

マンホール蓋調査業務委託 《特記仕様書》

1. 特記仕様書の摘要範囲

この仕様書は、「マンホール蓋調査業務委託一般仕様書」（以下、「一般仕様書」という）の第1章

1. 1に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、一般仕様書による

2. 業務の内容

- (1) 業務番号 令和7年度 第213号
- (2) 業務名 マンホール蓋調査業務委託
- (3) 業務場所 明日香村内
- (4) 業務期間 契約日締結日の翌日から 令和8年2月27日
- (5) 業務数量 以下の通り

業務内容	業務数量	対象施設
地上点検工	21基	マンホール
マンホール蓋点検工	21基	マンホール蓋
報告書作成	1式	

3. 主任技術者

主任技術者は、技術士（総合技術管理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又はRCCM（下水道）又は公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

4. マンホール蓋調査業務

4-1. 地上点検工

- (1) 調査員がマンホールに入らず、地上部より目視できる範囲において、マンホール内の異常の有無を点検すること。
- (2) 道路面の状況およびマンホール蓋の状況（裏面を含む）も併せて点検すること。
- (3) 点検結果は記録表に記入し、写真帳と併せて作成すること。
- (4) 写真撮影は、地上部状況・蓋裏状況、マンホール内状況の撮影を基本とし、異常が確認された場合は、異常箇所が特定できる様写真撮影を行うこと。

4-2. マンホール蓋点検工

- (1) マンホール蓋の表裏面、受枠、マンホール内等の異常の有無を目視およびスケール測定により点検を実施すること。なお、点検項目としては、設置基準適合性の判定、機能支障の判定、性能劣化の判定、周辺舗装の判定及びマンホール内の判定を行うこと。
- (2) 設置基準適合性の判定は、耐荷重種類別として道路区分に対して蓋の荷重仕様の確認を行うこと。また、浮上・飛散防止機能として、適用箇所に対して浮上及び飛散防止機能の有無を確認し、転落・落下防止機能として、適用箇所に対しての転落及び落下防止機能の有無の確認を行うこと。
- (3) 機能支障の判定として、浮上・飛散防止、転落・落下防止機能、開閉機能の作動状況の確認を行うこと。
- (4) 性能劣化による判定として、外観、がたつき、表面摩耗、腐食、機能の作動、蓋・枠間の段差、高さ調整部の欠け・充填不良等、周辺舗装の損傷および段差の確認を目視等により行う。
- (5) 外観の確認として、強度に影響を及ぼすクラック・欠け等を目視により行う。がたつきの確認として車輛通過時の音あるいは足踏みによる動きにより行う。表面摩耗の確認として、蓋表面の最小残存模様高さをデプスゲージ等による測定を行う。腐食の確認として、蓋表面および裏面の鋳出し表示の消滅および蓋の開閉性能について確認を行う。機能の動作として、浮上防止、鍵構造等の機能の作動状況の確認を行う。蓋・枠間の段差の確認として、蓋と枠間の段差を目視またはデプスゲージ等の測定により確認する。
- (6) マンホール内部の状況について、マンホール蓋を開放後、地上部よりマンホール内の目視確認を行うこと。
- (7) マンホールの位置情報について、マンホール蓋全箇所に対し、GPS計測器を用いてマンホール位置情報（緯度・経度）を測定する。測定に際し、マンホール形状の確認を行いマンホールの中心位置により測定を行う。
- (8) マンホールの位置情報は発注者が管理する管路施設台帳システムに情報蓄積可能なデータ形式で作成し提出すること。

4-4. 点検項目

点検項目は以下の通りとする。

点検項目		点検内容
地上の状況	道路面の状況	①亀裂、沈下、隆起の有無 ②いつ(溢)水の有無 ③周辺状況等の確認
	マンホール蓋の状況	①外観の確認（クラック、破損等の有無） ②がたつき、表面摩耗、蓋裏腐食等の有無
マンホール内部の状況	流下および堆積の状況	①滞水の有無 ②流下阻害物の有無（土砂、モルタル、油脂、木根等） ③インバートの形状確認、洗堀、破損の有無 ④副管の閉塞、破損の有無
	損傷の状況	①足掛け金物の数確認、腐食のがたつきの有無 ②ブロックの破損、クラック、腐食、ずれ、目地不良の有無 ③管口不良の有無
	不明水の状況	①地下水浸入の有無
本管内部の状況	流下および堆積の状況	①滞水の有無 ②流下阻害物の有無 （土砂、モルタル、油脂、木根、不法投棄物等） ③たるみ、蛇行、閉塞の有無
	損傷の状況	①管壁面の腐食、破損、クラック、ずれ等の有無 ②継手不良の有無 ③取付け管の突き出しの有無
その他		①悪質下水の流入の有無 ②有毒ガス、臭気の発生の有無

4－5．点検記録表（例）

点検結果は以下の記録表（例）に整理することを標準とする。

・地上点検記録表（例）

腐食環境下施設点検記録表

路線番号				記録表No.			
マンホール番号				調査日			

点検項目		点検内容	異常 有無	異常内容		
地上部の 状況	路面の状況	亀裂、沈下、隆起の有無				
		いつ(溢)水の有無				
		周辺状況の確認				
	マンホール蓋 の状況	外観の確認(クラック、破損等の有無)				
		がたつき、表面摩耗、蓋裏腐食等の有無				
マン ホー ル 内 部 の 状 況	流下および 堆積の状況	滞水、滞流の有無				
		硫化阻害物の有無 (土砂、モルタル、油脂、木根等)				
		インバートの形状確認、洗堀、破損の有無				
		副管の閉塞、破損の有無				
	損傷の状況	足掛け金物の腐食、がたつき、不足の有無				
		ブロックの破損、クラック、腐食、ズレ、目地不良 等の有無				
		管口不良の有無				
	不明水の状況	地下水浸入の有無				
	本 管 内 部 の 状 況	流下および 堆積の状況	滞水の有無			
硫化阻害物の有無 (土砂、モルタル、油脂、木根等)						
たるみ、蛇行、閉塞の有無						
損傷の状況		管壁面の腐食、破損、クラック、ズレ、目地不良 の有無				
		取付管突出しの有無				
その他		硫化水素発生状況		最大値	ppm	
				平均値	ppm	
備考						

・マンホール蓋点検記録表（例）

調 査 表

					調査No.						
基本情報	調査日			天候			地区名	地区			
	処理区分名			幹線名			台帳ページ				
	管路区分	☐ 幹線 ☐ 支線		下流管番号			マンホール番号				
	道路種別	☐ 国道 ☐ 主要道 ☐ 一般県道 ☐ 村道 ☐ 里道 ☐ 私道 ☐ その他（ ）									
	占有位置	☐ 車道 （ ☐ 車線中央 ☐ 路肩付近 ☐ 路側帯 ☐ 植樹帯 ） ☐ 歩道 ☐ その他（ ）									
	道路幅員	☐ 3.0m未満 ☐ 4.0m未満 ☐ 5.5m未満 ☐ 5.5m以上					すりつけ	mm			
	舗装種別	☐ AS ☐ CO ☐ 砂・砂利 ☐ 土道 ☐ その他（ ）									
	エリア特性	☐ バス通り ☐ 重量車両通行多 ☐ ビルビット付近 ☐ 特殊排水 ☐ その他（ ）									
	段差落差	☐ 無 ☐ 有			副管	☐ 無 ☐ 有 （ ☐ 外副管 ☐ 内副管 ）					
基本情報	蓋タイプ			製造年			製造メーカー				
	蓋呼び径	☐ 300 ☐ 400 ☐ 500 ☐ 600 ☐ 900 ☐ その他（ ）									
	支持構造	☐ 平受け ☐ 緩勾配受け ☐ 急勾配受け			材質	☐ FCD ☐ FC ☐ CR ☐ 不明					
	調整リング	・ mm × 枚、 ・ mm × 枚			調整高さ	mm					
マンホール蓋	調査項目			調査結果		調査項目			調査結果		
	設置基準適合性	耐荷重 種類別	☐ 車道 大型車両の通行 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 歩道	T-8	☐ A	性能劣化	腐食	鑄出表示	消失	☐ B	
				T-14	☐ B				発錆あり	☐ D	
				T-20	☐ C			開閉性	腐食なし	☐ E	
				T-25	☐ E				阻害あり	☐ B	
				T-8	☐ B			問題なし	☐ E		
				T-8(歩道)・14・20・25	☐ E			機能の作動	浮上防止 ☐ なし	機能しない ☐ A	
	機能あり	☐ E	機能する ☐ E								
	機能なし	☐ A	かざ ☐ なし	機能しない ☐ A							
	機能する ☐ E										
	転落・落下防止機能	機能あり	☐ E	転落防止 ☐ なし	機能しない ☐ A						
		機能なし	☐ A		機能する ☐ E						
	性能劣化	外観	破損・クラック	あり	☐ A		蓋・枠の段差	段差 測定値		()mm	
				なし	☐ E			急勾配	沈み	2mm以上	☐ A
		蓋の開閉性	開閉不能	☐ A	2mm未満					☐ E	
			開閉困難(腐食)	☐ B	浮き				10mm以上	☐ A	
			開閉困難(食込)	☐ C					10mm未満	☐ E	
			問題なし	☐ E	平受け			段差	10mm以上	☐ A	
10mm未満		☐ E									
がたつき		車両通過・足踏みによる動き	がたつきあり	☐ A	高さ調整部	クラック・欠け		あり	☐ A		
			がたつきなし	☐ E				なし	☐ E		
表面 摩 耗		☐ 車道 ☐ 歩道 ① _____ mm ② _____ mm ③ _____ mm ④ _____ mm ⑤ _____ mm 平均 _____ mm (※模様高さ H)	H ≤ 2mm	☐ A	周辺舗装	損傷の有無		クラック有、穴有	☐ A		
			2～3mm	☐ C				クラック有、穴無	☐ B		
			H > 3mm	☐ E				枠-As隙間あり	☐ C		
	磨耗計測点 		損傷なし	☐ E							
			枠と路面の段差			≥20mm	☐ A				
	測定値()mm		<20mm	☐ E							
マンホール	調査項目			調査結果							
	躯体部クラック・破損の有無			☐ 無 ☐ 有 （ ☐ 位置：斜壁 状況：箇所 ） （ ☐ 位置：直壁 状況：箇所 ） （ ☐ 位置：管取付壁 状況：箇所 ）							
					調査担当者						

・判定基準

項 目					判定ランク					
					A	B	C	D	E	
機能 不 足	設置 基準 適合 性	耐 荷 重 種 類 別	車 道	大型車両の通行あり	T-8	T-14	T-20	—	T-25	
				型車両の通行なし	—	T-8	—	—	T-14 T-20 T-25	
			歩道		—	—	—	—	T-8 T-14 T-20 T-25	
		浮上・飛散防止機能				機能なし	—	—	—	機能あり
		転落・落下防止機能				機能なし	—	—	—	機能あり
	機能 支 障	浮上・飛散防止機能の作動				作動しない(錠、 蝶番の 脱落、 固着、腐食減 肉 が 顕著)	—	—	—	正常に作動する
		不法投棄・侵入防止機能の作動 (専用工具以外の利用)				容易に開く	—	—	—	正常に作動する (容易に開かない)
		転落・落下防止機能の作動				作動しない	—	—	—	正常に作動する
		開閉機能の作動				人力で 開閉不能	勾配面の腐食に より開閉困難	食込み力増大に よる開閉困難	—	正常に開閉可能
機能 劣 化	マン ホ ー ル 蓋	外観 (蓋及び受け枠の破損・クラック)			—	—	—	—	なし	
		がたつき			がたつき がある	—	—	—	なし	
		表面磨耗 (模様高さ H)	車道	≦2mm	—	2～3mm	>3 mmかつ錆 肌無	>3mm かつ錆肌有		
			歩道	≦2mm	—	—	2～3mm	>3mm		
		腐食 (錆出し表示の消滅)			—	見えないほど 発錆	—	見えるが少 し発錆	なし	
		蓋・受け枠 間の段差	急勾配受け構 造	蓋のみ	≧2mm	—	—	—	<2mm	
				蓋の浮き	≧10mm				<10mm	
			平受け構造・緩勾配受け構造		≧10mm	—	—	—	<10mm	
		高さ調整部の損傷 (欠け・充填不良・クラック)			あり	—	—	—	なし	
	周辺 舗 装	損傷 (穴、クラック)			どちらも ある状態	クラック あり、かつ穴 がない	どちらもない が、受け枠と 路面との間に 隙間 が 出来 ている	—	なし	
		蓋と周辺舗装の段差			≧20mm	—	—	—	<20mm	

出典：下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（公財）日本下水道新技術機構，p76・P77

5. 不測の事態の対応

受注者は、交通量が多い場合、流量（水量）が多い場所や堆積物が多く調査困難の場合の対応については、発注者と協議すること。

6. 安全管理

受注者は、作業に先立ち、調査内容や安全管理について調査計画書を発注者へ提出すると共に、その内容を遵守し、作業に当たらなければならない。また、作業中において既設人孔その他の地下構造物に出入りする場合は、事前に有害ガス濃度測定やその構造について確認すると共に、地上並びに管内から常時監視等常に連絡できる体制を確立しておかなければならない。

- 1) 路上作業を行う場合は、所轄警察の道路使用許可書を取得し、作業中は携帯し、その条件を遵守しなければならない。
- 2) 作業中は、常に気象情報等に注意を払い、必要に応じ保安上十分な措置を講じなければならない。なお、大雨、洪水、暴風警報が発令された場合には、直ちに作業を中止すること。また、作業再開については、警報解除後、安全を確認した上で再開すること。
- 3) 作業中に事故が発生した場合は、直ちに作業を中止し応急措置を講じること。また、調査計画書の緊急連絡体制に基づき、直ちに関係機関等に連絡した上でその指示に従い、被害の拡大防止に努めなければならない。
- 4) 調査に伴う交通誘導警備員については、適切に配置しなければならない。

7. 提出図書

提出する成果品の部数は下記のとおりとする。

- (1) 調査報告書 各2部
 - ア 概要書
 - イ 判定基準書
 - ウ 集計表
 - エ 記録表
 - オ 記録写真
 - カ その他（監督職員が指示した資料）
- (2) 打合せ議事録 2部
- (3) 報告書電子データ 2部
 - ア 各種報告書（オリジナル、PDF）データ
 - イ 台帳システム取込用データ

8. 条件明示

交通誘導員については調査実施日あたり2人を見込んでいる。道路管理者及び所轄警察署の協議により変更が生じた場合にのみ設計変更の対象とする。